

20文企広第 1015 号
平成 21 年 2 月 24 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣修

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

平成 20 年度 諮問第 2 号

1 諮問事項

- (1) 消費生活相談に係る個人情報の外部提供について
- (2) 上記外部提供の本人通知の省略について

2 諮問の趣旨

文京区消費生活センターにおける消費生活相談事業について、相談情報を中央省庁、国民生活センター等において即時閲覧できるようにするため、国民生活センターの提供するサーバーにデータベースを構築し、オンラインにより相談情報を登録することが計画されています。これにより関係機関の間での情報の迅速な共有化による消費生活相談事業の効果的な運営、セキュリティレベルの向上及び事務の効率化等を図るものです。

登録情報に含まれる個人情報には、それを登録した消費生活センター以外のものはアクセスできない仕組みとすることが予定されていますが、個人情報を国民生活センターが委託運営するデータセンターに送信することから、文京区個人情報の保護に関する条例第 15 条に規定する個人情報の外部提供に該当します。

そこで、同条例第 15 条第 2 項 3 号及び第 3 項の準用による第 14 条第 3 項ただし書の規定により、本件外部提供及び外部提供に係る本人通知を省略することについて審議会の意見をお伺いします。